

平成 27 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 27-2-4)

施策名	健やかな体の育成及び学校安全の推進
施策の概要	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることでできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康を育み、安全を確保することでできる基礎的な素養の育成を図る。

達成目標 1	児童生徒の心身の健康課題を改善する。							
達成目標 1 の設定根拠	多様化・深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校保健に関する学校内の組織体制の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要であり、学校保健安全法や中央教育審議会答申、第四次薬物乱用防止五か年戦略等を根拠とした保健教育と保健管理を推進していく必要があるため。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	16 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
①保健学習推進委員会報告書における健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合	高 3 90.0%	—	—	—	—	—	高 3 95.0%	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力の養成は学校保健の重要な目的の一つであり、中央教育審議会答申（平成二十年一月十七日）においても「子供は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することでできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。」と提言されている。児童生徒が心身の健康課題の改善を自ら図れるようになるためには、まずは日常生活における健康の重要性を認識する必要がある。健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合を高めるよう取り組む必要がある。（保健学習推進委員会報告書とは、は公益財団法人日本学校保健会が 6 年に 1 度実施する「保健学習の推進上の課題を明らかにするための実態調査」（文部科学省補助事業）の成果報告書。平成 16 年度 4,259/4,732 人） (※) 平成 22 年度は 91.7%						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	18 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
②薬物等に対する意識等調査報告書における薬物乱用に対する考え方で、「絶対に使うべきでないし許されることではない」と答える割合	小 6 91.9%	—	小 6 94.2%	—	—	—	小 6 100%	—
	中 3 87.6%		中 3 89.6%				高 3 100%	
高 3 81.7%	年度ごとの目標値	—	小 6 95%	—	—	—	中 3 90%	—
			高 3 90%				高 3 100%	

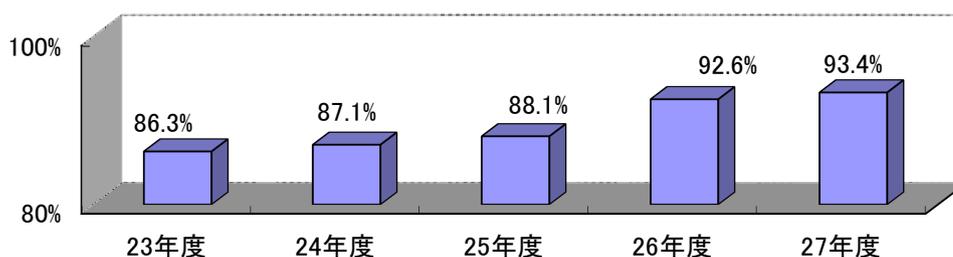
	目標値の設定根拠	第四次薬物乱用防止5か年戦略（期間：平成25年8月～平成30年7月）において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。 H18年度 [小6]4,021/4,374人、[中3]3,810/4,350人、[高3]2,400/2,936人 H24年度 [小6]8,159/8,659人、[中3]8,097/9,040人、[高3]8,814/9,930人						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
③薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）	61.4%	86.3%	87.1%	88.1%	92.6%	93.4	100%	—
	年度ごとの目標値	85.0%	90.0%	90.0%	90.0%	95.0%		
	目標値の設定根拠	第四次薬物乱用防止5か年戦略において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。 H20年度 (5,946/9,683校)、H23年度 (11,426/13,244校) H24年度 (11,561/13,279校)、H25年度 (11,874/13,479校) H26年度 (12,429/13,426校)、H27年度 (12,222/13,080校)						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
①学校保健委員会の設置率	85.7%	90.7%	91.6%	92.6%	94.1%	95.0%	100%	—
	年度ごとの目標値	90.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%		
	目標値の設定根拠	第2期教育振興基本計画に、学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する、とあり、その実現のために、学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する必要がある。 H20年度 (31,741/37,055校)、H23年度 (30,894/34,077校) H24年度 (32,562/35,550校)、H25年度 (32,471/35,072校) H26年度 (32,691/34,748校)、H27年度 (32,754/34,486校)						
②学校、家庭、地域の医療機関の連携が密に図られている学校保健活動の好事例	基準	—年度	—					判定
	進捗状況	25年度	岡山県における好事例 子供の健康課題を六つに整理し、それぞれ関係部局との連携の下、研修会や学校への講師派遣等を行い、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進した。また、「健康おかやま21」などの県の指標に照らして、これらの取組に対する評価を適切に行い、着実に成果を上げている。					
		26年度	香川県における好事例 「メンタルヘルス」、「生活習慣病」、「スポーツ外傷」といった地域における児童生徒等の健康課題に対応するため、地域の専門医・専門機関と連携を図り、教職員や保護者等を対象とした研修会・講演会等を実施した。また、学校保健委員会に加え、地域における各学校共通の健康課題について協議を行う地域学校保健委員会の開催を促進し、専門医等を派遣するなどの支援を行ったことで、連携体制の構築と課題解決に向けた取組の充実が図られた。				—	
27年度	福島県 県の喫緊の課題である「肥満対策」について、会津地域を指定地域として、平成26年度から継続して健康課題の解決のための取組（パンフレット作成、提言作成等）を進めるとともに、県に調査・分析チームを設置し、会津地域での							

		取組と連携をさせた上で、県内児童生徒の肥満傾向の調査・分析や学校における対応を明確にして、県内全域への普及を図るなど、地域の特性や実態を踏まえた対応や組織体制の整備について取り組んだ。				
	目標	毎年度	好事例の創出			
	目標の設定根拠	近年、子供の健康課題は多様化しており、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援する必要性が高まっている。学校保健安全法第10条においても「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」と規定されており、学校保健委員会（学校、家庭、地域の専門機関等が連携して学校における健康課題を協議し、健康づくりを推進するための組織）を含めた関係機関との連携は児童生徒の健康課題を改善するに当たって大変重要である。				
参考指標	基準値	実績値				
	17年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①むし歯（う歯）の罹患率（小学校・中学校・高等学校）	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
	68.2%	57.2%	55.8%	54.1%	52.5%	50.8%
	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校
	62.7%	48.3%	45.7%	44.6%	42.4%	40.5%
高等学校	高等学校	高等学校	高等学校	高等学校	高等学校	
	72.8%	58.5%	57.6%	55.1%	53.1%	52.5%
参考指標	基準値	実績値				
	18年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
②肥満傾向児の出現率（小学校・中学校・高等学校）	小6	小6	小6	小6	小6	小6
	10.9%	8.8%	9.3%	9.4%	9.4%	8.9%
	中3	中3	中3	中3	中3	中3
	10.2%	8.0%	7.9%	7.9%	7.9%	7.6%
	高3	高3	高3	高3	高3	高3
	11.3%	8.0%	9.6%	9.4%	9.5%	9.0%

施策・指標に関するグラフ・図等

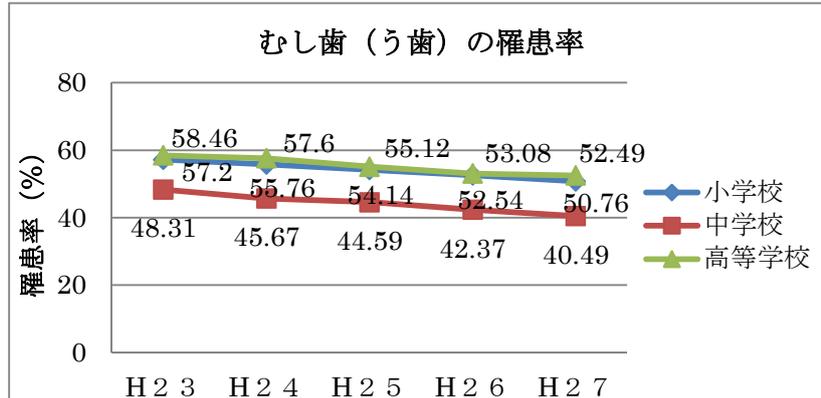
成果指標③：薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）】

薬物乱用防止教室開催率の推移（公立・全体）

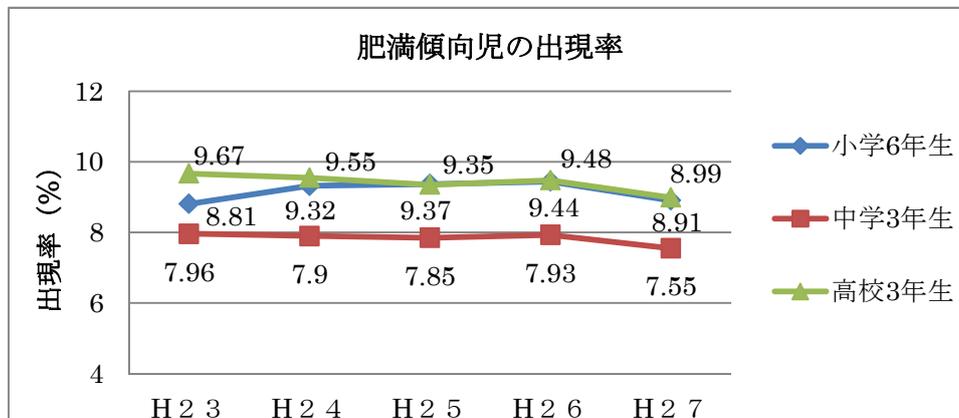


出典：文部科学省調べ『薬物乱用防止教室実施状況調査』

参考指標①：むし歯（う歯）の罹患率（小学校・中学校・高等学校）



参考指標②：肥満傾向児の出現率（小学校・中学校・高等学校）



出典：文部科学省『学校保健統計調査』（H23年度～H27年度）

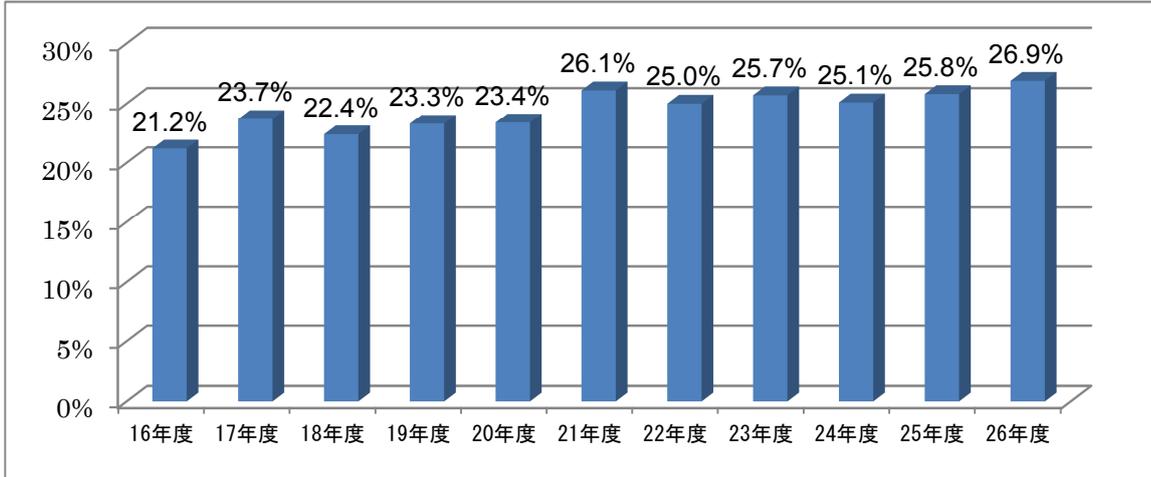
達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成27年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成28年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
がんの教育総合支援事業 (学校保健推進事業の一部) (平成26年度)	15.9 (10.6)	32.0	0075
薬物乱用防止教育等推進事業 (学校保健推進事業の一部) (平成11年度)	22.2 (15.6)	16.6	0075
児童生徒の心と体を守るための 啓発教材の作成 (学校保健推進事業の一部) (平成17年度)	69.8 (114.8)	35.4	0075
児童生徒の現代的健康課題への 対応事業 (学校保健推進事業の一部) (平成17年度)	56.5 (41.1)	40.7	0075
健康教育関係調査費等 (学校保健推進事業の一部) (平成19年度)	16.2 (12.6)	16.2	0075

日本学校保健会補助 (昭和 48 年度)	45.1 (45.1)	40.6	0079
公認心理師法案施行事務費 (学校保健推進事業の一部) (平成 27 年度)	22.2 (0.1)	17.7	0075
達成手段 (諸会議・研修等)			
名 称 (実施年度)	概 要		担当課 (関係課)
健康教育行政担当者連絡 協議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。		健康教育・食 育課
学校保健全国連絡協議会 (平成 20 年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、学校保健の課題について行政説明を行い、課題の共有を図るとともに、文部科学省の委託事業を活用した実践内容についての発表等を行い、事業成果の普及及び学校保健の充実を図る。		健康教育・食 育課
都道府県・指定都市スポー ツ・健康教育・青少年主管 課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。		スポーツ庁政 策課 (健康教育・ 食育課、他)
都道府県私立学校主管部 課長会議 (毎年度)	都道府県の私立学校主管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。		私学行政課 (健康教育・ 食育課、他)
平成 27 年度事前分析 表からの変更点	各指標の更新等		
行政事業レビューと の連携状況	活動指標①など、行政事業レビューと連携させて記載している。		

達成目標 2	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける。							
達成目標 1 の 設定根拠	近年子供たちに食生活の乱れや肥満・痩身傾向等が見られることから、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、第 2 期教育振興基本計画や第 2 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する必要があるため。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	27 年度	
①朝食を欠食する子 供の割合 (小学校) (朝食を「全く食べて いない」小学 6 年生/ 小学 6 年生) ※「全国学力・学習状 況調査」参加校の小学 6 年生	1.5%	—	0.8%	0.7%	0.7%	0.9%	0%	B
	年度ごとの 目標値		—	—	—	—		
目標値の 設定根拠	近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進することが喫緊の課題となっているおり、またその割合については、平成 17 年度に成立した「食育基本法」に基づいた第 2 次食育推進基本計画における目標数値としても定められている。参考：実際の児童数 H24=非公表/ 261,971、H25=非公表/ 1,121,128、 H26=8,181/ 1,093,754、H27=9,258/1,074,051							
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	18 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	27 年度	
②栄養教諭配置数の 増加数 (人/年) ※国公立小・中・中	627 人	471 人	481 人	375 人	390 人	406 人	400 ~ 600 人	A

等教育・特別支援学校の栄養教諭	年度ごとの目標値	400 ～ 600 人	400 ～ 600 人	400 ～ 600 人	400 ～ 600 人	400 ～ 600 人		
	目標値の設定根拠	<p>学校における食育の推進に関しては、中核的役割を担う栄養教諭配置数の増加により食育指導体制の充実を図っており、各自治体の食育の取組の中から好事例の創出を促し、食育の推進に取り組んでいる。</p> <p>※栄養教諭制度創設時（平成 17 年度）から 10 年で学校栄養職員（一万数百人）の半数程度を栄養教諭に置き換えることを目標として年度ごとの目標値を設定。</p> <p>参考：栄養教諭配置数 H23=3,867 人、H24=4,348 人、H25=4,723 人、H26=5,113 人、H27=5,519 人</p>						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	18 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	27 年度	
③ 学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）（学校が設置されている都道府県内で生産された食材数／調査期間中の学校給食に使用された総食材数） ※公立小中学校からの抽出調査	21.2%	25.7%	25.1%	25.8%	26.9%	集計中	30%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	<p>学校における食育の「生きた教材」である学校給食の食材として地場産物を活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する感謝の念を育む上で、重要であり、その使用割合の向上については、平成 17 年度に成立した「食育基本法」に基づいた第 2 次食育推進基本計画における目標数値としても定められている。</p> <p>参考：実際の食材数 H23=12,101/47,076、H24=12,630/50,230、H25=12,691/49,128、H26=12,754/47,387</p>						
④ 食育の推進に当たり学校と家庭、地域との連携が促進された好事例	基準	—	—					判定
	進捗状況	25 年度	山形県寒河江市における事例 食育推進についての教職員の共通理解を深めるため、講演を開催するとともに、市内の各学校が一丸となって朝食摂取に重点を置いた取組を展開し、さらに、市教育研究所と連携して各教員の食育の実践意欲の向上につながる取組を行っている。(他 47 件)					
		26 年度	静岡県東伊豆町における事例 中学生、高校生が、「食と健康」、「食とスポーツ」について理解を深め、行動変容や体組成の変化について科学的に検証するとともに、幼稚園や小学校への啓発を行うなど、家庭や地域と一体となった食育を推進している。(他 32 件)					
		27 年度	兵庫県稲美町における事例 中学生の食事バランスや食習慣を改善するため、家庭と連携を取りつつ、自己管理能力の育成、生活習慣の改善に取り組むとともに、教科学習の中に「ちょこっと食育」として短時間でも食育の内容を盛り込むことで、関心・意欲を高める取組を行っている。(他 29 件)					
	目標	毎年度	好事例の創出					
	目標の設定根拠	近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進することが喫緊の課題となっているため。						
施策・指標に関するグラフ・図等								
①の出典：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省） ②の出典：「学校基本調査」（文部科学省） ③の出典：「学校給食栄養報告」（文部科学省）								

③学校給食における地場産物の使用割合



達成手段
(事業)

名 称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 28 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
食育教材の作成・配布 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (27 年度)	45 (13)	—	0077
学校における食育指導体制に関する 調査研究 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (27 年度)	6 (2)	—	0077
スーパー食育スクール事業 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (26 年度)	201 (125)	48	0077
学校給食の現代的課題に関する調査研究 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (23 年度)	32 (23)	24	0077
栄養教諭育成講習事業 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (18 年度)	1 (0.5)	1	0077

達成手段
(諸会議・研修等)

名 称 (実施年度)	概 要	担当課 (関係課)
健康教育行政担当者連絡協 議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育・食 育課
都道府県・指定都市スポー ツ・健康教育・青少年主管 課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	スポーツ庁政 策課 (学校健康教 育課、他)
都道府県私立学校主管部課 長会議 (毎年度)	都道府県の私立学校主管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	私学行政課 (学校健康教 育課、他)

平成 27 年度事前分析
表からの変更点

—

行政事業レビューと
の連携状況

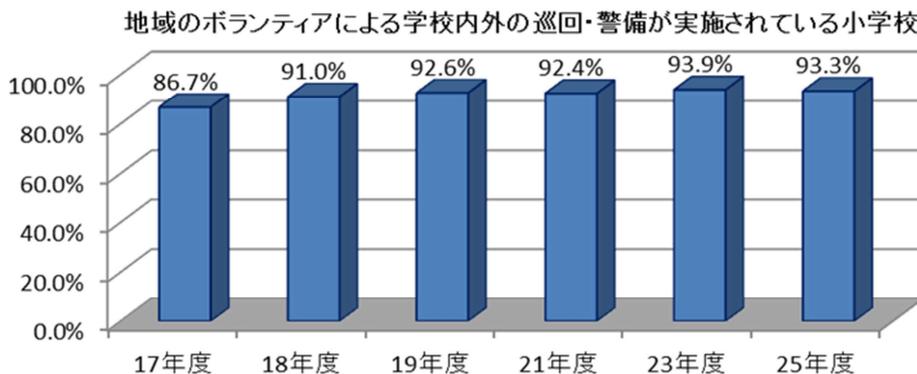
—

達成目標 3	学校における児童生徒の安全を確保する。また、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の充実を図る。							
達成目標の設定根拠	学校保健安全法や第2次教育振興基本計画、学校安全の推進に関する計画等に定められている取組が適切かつ効果的に行われ、また、学校における防災教育を含めた安全教育を充実させることにより、各学校において児童生徒が安全に学ぶことが出来る環境を整備し、生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	—	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	
①児童生徒等に対する安全指導について学校安全計画の中に学校安全の3領域(生活安全、交通安全、災害安全)の内容のいずれかを盛り込んでいる学校の割合 分母：計画策定校数 分子：該当する学校数	—	95.2%	—	99.5%	—	今秋公表 予定	100%	—
	年度ごとの目標値	—	—	100%	—	100%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第27条において各学校に学校安全計画の策定を義務付けており、各学校は学校安全計画に基づき生活安全、交通安全、災害安全に対応した安全対策を講じる必要がある。そして、学校安全計画には、学校の安全管理の内容だけではなく安全指導の内容についても盛り込み、安全に関する諸活動の総合的な基本計画として策定する必要がある。H23年度(47,894/50,329)、H25年度(46,237/46,487)						
②危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、災害安全に関する内容を盛り込んでいる学校の割合 分母：計画策定校数 分子：該当する学校数	23年度 90.3%	90.3%	—	97.3%	—	今秋公表 予定	100%	—
	年度ごとの目標値	—	—	100%	—	100%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保するうえで非常に重要な役割を担っている。また、平成23年発生した東日本大震災を踏まえ、防犯を含む生活安全に関する内容だけではなく、災害安全に関する内容を盛り込むことも重要である。H23年度(45,430/50,329)、H25年度(45,507/46,487)						
③避難訓練を含む防災訓練を実施した学校の割合 分母：全国の学校数 分子：訓練実施校数	—	—	—	99.5%	—	今秋公表 予定	100%	—
	年度ごとの目標値	—	—	100%	—	100%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第29条第1項において作成が義務付けられている危険等発生時対処要領を踏まえ、同条第2項において職員が適切に対処するための必要な措置を講ずることができ、教職員だけではなく児童生徒等が危険等発生時に適切に対処することができるよう訓練を実施することは、学校の安全確保にとって非常に重要である。H25年度(48,712/48,967)						
④地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数	16年度 64.2%	93.9%	—	93.3%	—	今秋公表 予定	95%	—
	年度ごとの目標値	93.0%	—	95.0%	—	95%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第30条において、学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。H23年度(19,780/21,053)、H25年度(19,088/20,466)						
活動指標 (アウトプット)								
⑤関係機関と連携して学校安全に取り組む好事例	基準	—	—					判定
	進捗状況	25年度	埼玉県 自治体・警察・消防・地方気象台と連携し、小中学校合同防災訓練を行い、一斉下校体験や引渡し訓練を実施し、学校安全の推進に努めている。 愛知県 学校・保護者・地域が防災や安全について普段から継続的					

			に話し合う機会を持つとともに、HUG等の図上訓練に行い、より実効性のある活動に力を入れている。	
	26年度		大阪府の好事例 地域住民との合同避難訓練や消防署・自主防災組織等との炊き出し訓練に加え、災害緊急メールを活用した訓練を実施することで防災体制の充実を図っている。 山口県の好事例 関係機関等と合同防災訓練を実施したり、児童生徒作成の防災マップを地域住民へ配布するなど、地域と連携した学校安全の推進に取り組んでいる。	—
	27年度		北海道の好事例 安全教育や安全管理体制の構築・強化に向けて、教職員のみでの検討だけでなく、大学有識者や地方気象台等の外部専門家を活用しながら、充実を図っている。 秋田県の好事例 道路管理者や警察などの関係機関、外部専門家と協力し、通学路の点検等を実施し、効果的な対策等を検討するなど、交通安全を確保するための体制の構築・強化に努めている。	
目標	(毎年度)		好事例の創出	
目標の設定根拠	学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校において、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることは重要である。			

施策・指標に関するグラフ・図等

活動指標④ 関係機関と連携して学校安全に取り組む好事例



出典：文部科学省調べ（平成26年度調査・25年度実績）

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成27年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成28年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
学校安全推進事業 (15年度)	63 (19)	64	0076
災害共済給付事業 (15年度)	2,213 (2,213)	2,213	0078
防災教育推進事業 (22年度)	211 (144)	220	0080

達成手段
(諸会議・研修等)

名称 (実施年度)	概要	担当課 (関係課)

健康教育行政担当者連絡協議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育・食育課	
都道府県・指定都市スポーツ・健康教育・青少年主管課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	スポーツ庁 政策課 (健康教育・食育課、他)	
都道府県私立学校主管部課長会議	都道府県の私立学校主管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	私学部私学助成課 (健康教育・食育課、他)	
関連する独立行政法人の事業			
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 28 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
災害共済給付事業 (15 年度)	221 (221)	221	0079
平成 27 年度事前分析表からの変更点	・ 27 年 3 月、当課実施の調査結果が公表されたため、実績値を更新した。		
行政事業レビューとの連携状況	-		

施策に関する評価結果		
目標達成度合いの測定結果	目標超過達成／目標達成／ <u>相当程度進展あり</u> ／進展が大きくない／目標に向かっていない	
総括的な分析	項目	説明・根拠
	必要性	<p>広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。</p> <p>国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。</p> <p>明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。</p>

			<p>るようにするため、「学校安全の推進に関する計画」を定める等の国の責務が示されているものであり、国としての関与が必要である</p>
効率性	<p>施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。</p>		<p><達成目標 1 > 施策を実施する際には、その内容等について十分に精査した上で進めており、目的に即し真に必要なものに限定されている。 また、他省庁や地方自治体等との連携を図った上で施策を実施しており、他の政策との重複もない。</p>
	<p>他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。</p>		<p><達成目標 2 > 食育及び学校給食の推進に関する取組に対し、国が方向性を示し、真に必要なものに限定して支援を行っている。 また、施策の実施に当たっては、他省庁や地方自治体等との連携を図ることで、効率的な実施に努めている。</p>
	<p>他の施策との重複はないか。</p>		<p><達成目標 3 > 施策の実施に当たっては、安全教育や安全管理の取組に対し、国が方向性を示し、事業に携わる各教育委員会に必要な支援を行っており、学校安全の推進のため真に必要なものに限定している。 また、各都道府県教育委員会等の関係機関に対し、随時、必要事項を通知するほか、毎年度、全国協議会を開催することにより先進的な取組や当面の課題の共有を図っている。他省庁等とも連携が図られている。 なお、他の施策との重複はない。</p>
有効性	<p>施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。</p>		<p><達成目標 1 > 国において実施するものと、都道府県等において実施するものを区別して、最も効果的な手段で実施している。 また、施策実績はおおむね目標に見合ったものであり、各地域における学校保健委員会設置率等の活動指標の実績が向上したことは、児童生徒の健康に対する意識の向上など成果指標の実績に影響を与えており、参考指標であるむし歯（う歯）の罹患率や肥満傾向児の出現率の減少など健康課題の解決にもつながっていると考えられる。</p>
	<p>施策実績は目標に見合ったものか。</p>		<p><達成目標 2 > 成果指標の実績値が向上していないが、活動指標については、達成できているか、達成に向けて実績値が向上してきている。 今後も引き続き活動指標の実績を向上させることで、成果指標に反映させていく。</p>
	<p>活動指標の実績が成果指標の実績に影響を与えているか。</p>		<p><達成目標 3 > 学校管理下における死亡事故発生件数は、過去 5 年間では減少傾向となっている。活動実績や成果実績は目標に見合ったものであり、本施策における実施手法は効果的であると認められる。 また、地域のボランティアによる小学校内外の巡回・警備が実施されているという成果指標の実績が 93.3%であったが、これは、本施策において、関係機関と連携した学校安全の取組を実施し、好事例として紹介したことが影響を与えていると示唆される。</p>

施策に係る問題点・今後の課題	次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)
<p><達成目標1> 学校保健委員会の設置率及び薬物乱用防止教室の開催率は着実に向上しており、高い水準にはなっているものの、目標値には届いていない。今後は、薬物乱用防止教室実施状況調査の詳細な結果を各都道府県担当者に知らせて周知するなど、更なる取組の定着に努めていきたい。</p> <p><達成目標2> 家庭における望ましい食生活の実践のためには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要。</p> <p><達成目標3> 学校の管理下における児童生徒の負傷死亡の発生件数は、減少傾向にあるが、下げ止まっている。また、各学校における、学校保健安全法第27条に定める学校安全計画の策定や、同法第29条に定める危険等発生時対処要領の作成割合は、いまだ100%に達していない。さらに、各地で行われる学校安全に関する取組の実施状況にばらつきが見られることから、今後は、好事例の収集や適切な情報発信を行うなど、どの地域においても学校安全に関する効果的な取組を推進できるよう支援していく必要がある。</p>	<p><達成目標1> 翌年度の予算規模・事業内容については、各年度の執行状況等を踏まえ、より効率的・効果的なものとなるよう、検討を行うこととしている。</p> <p><達成目標2> 児童生徒のみならず、保護者に対しても食への理解を得るような取組を通じて食育を推進する。</p> <p><達成目標3> これまで実施している委託事業の見直しを図り、各地で効果的な取組が実践されるよう、都道府県の取組を支援していく。 また、文部科学省作成の各種学校安全参考資料が発行から相当期間経過しており、その間にも東日本大震災等の大規模災害や登下校中の交通事故等重大事故・事件が発生する等、学校における安全確保をめぐる状況は変化していることから、情勢に合った学校安全参考資料を作成し、学校安全に関する国としての方向性を改めて示していく。</p>	<p><新規要求・拡充事業（同額を含む）> ・がんの教育総合支援事業 平成29年度概算要求額：0.35億円</p> <p><縮小・廃止事業> ・薬物乱用防止教育等推進事業（平成28年度予算額：0.17億万円） 平成29年度概算要求額：0.16億円</p> <p><機構・定員要求> がん教育の推進体制を強化するため、定員1名を要求。</p> <p><拡充事業> ・学校給食・食育総合支援事業 平成29年度概算要求額：2.43億円</p> <p><新規要求> ・学校安全推進事業（学校安全推進事業・防災教育推進事業を組替え統合） 平成29年度概算要求額：3.36億円</p> <p><政令改正（28年度中の予定）> ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正し、高校生がいじめ・体罰等、事故の攻めに期することができない事由により故意に死亡したときについて、災害共済給付を行うこととするもの。</p>

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		26年度	27年度	28年度	29年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	3,139,599 ほか復興庁一括 計上分 115,197	3,021,160 ほか復興庁一括 計上分 37,679	2,923,945 ほか復興庁一括 計上分 0	2,998,010 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	/
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	3,139,599 ほか復興庁一括 計上分 115,197	3,021,160 ほか復興庁一括 計上分 37,679	/	/
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	<2,870,345> ほか復興庁一括 計上分 65,498	<2,777,756> ほか復興庁一括 計上分 23,515	/	/
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）					
名称	年月日	関係部分抜粋			
<達成目標1> 第四次薬物乱用防止 5か年戦略	<達成目標1> 平成25年8月 7日	<達成目標1> P.4 1行目～18行目 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進 (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化 (4) 広報啓発活動の強化 (5) 関係機関による相談体制の充実 (6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化 本文 URL (リンク先：内閣府 HP) http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/4_5strategy.pdf			
<達成目標2>	<達成目標2>	<達成目標2>			

<p>第2次食育推進基本計画</p> <p>平成23年3月31日</p> <p>＜達成目標3＞ 学校安全の推進に関する計画</p>	<p>平成23年3月31日</p> <p>＜達成目標3＞ 平成24年4月27日</p>	<p>第2 食育の推進の目標に関する事項</p> <p>2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p>(3) 朝食を欠食する国民の割合の減少</p> <p>(4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加</p> <p>第3 食育の総合的な促進に関する事項</p> <p>2. 学校、保育所等における食育の推進</p> <p>(1) 現状と今後の方向性</p> <p>(2) 取り組むべき施策 (食に関する指導の充実) (学校給食の充実)</p> <p>(食育を通じた健康状態の改善等の推進)</p> <p>本文 URL (リンク先: 内閣府 HP)</p> <p>http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkaiteihonbun.pdf</p> <p>＜達成目標3＞</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>1. 安全に関する教育の充実方策</p> <p>(1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点</p> <p>(2) 教育手法の改善</p> <p>(4) 避難訓練の在り方</p> <p>(5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>2. 学校の施設及び設備の整備充実</p> <p>(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実</p> <p>3. 学校における安全に関する組織的取組の推進</p> <p>(3) 学校における安全点検</p> <p>(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進</p> <p>(5) 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応</p> <p>4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進</p> <p>(1) 地域社会との連携推進</p> <p>本文 URL (リンク先: 文部科学省 HP)</p> <p>(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2012/05/01/1320286_2.pdf)</p>
---	---	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

＜達成目標1＞○薬物等に対する意識等調査報告書（平成19年3月）
（作成：文部科学省）
（所在：公益財団法人日本学校保健会「学校保健」ポータルサイト
<http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/images/theme/yakubutu/H19isikichosa.pdf>)

○学校保健委員会の設置率（公立学校全体）（学校健康教育課調べ）

○薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）（学校健康教育課調べ）

○むし歯（う歯）の罹患率（小学校・中学校・高等学校）
「学校保健統計調査」

＜達成目標2＞

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省） ①朝食を欠食する子供の割合
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1347088.htm

「学校基本調査」（文部科学省） ②栄養教諭配置数の増加数
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

「学校給食栄養報告」（文部科学省） ③学校給食における地場産物の使用割合
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/1266982.htm

＜達成目標3＞

○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」
（作成：文部科学省）（作成又は公表時期：隔年度3月）（基準時点又は対象期間：前年度3月末時点）
（所在：文部科学省ホームページ）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm)

有識者会議での
指摘事項

- ・達成目標 1 の活動指標 1 について、学校における保健授業の実施状況を国として把握する必要があるのではないか。
- ・達成目標 3 の成果指標 4 について、国の施策の成果が直接反映される指標を検討してほしい。

主管課（課長名）

初等中等教育局 健康教育・食育課（課長 和田 勝行）

関係課（課長名）

—